

# 全 員 協 議 会 記 録

開会年月日	令和3年9月13日
開会時刻	午後3時49分
閉会時刻	午後4時12分
出席議員名	宮崎 誠      久保 真      中村 功      井村貴志      上村和生
	北村 勝      楠木宏彦      鈴木豊司      野崎隆太      吉井詩子
	世古 明      野口佳子      岡田善行      福井輝夫      辻 孝記
	吉岡勝裕      品川幸久      藤原清史      西山則夫      小山 敏
	浜口和久      山本正一      宿 典泰      世古口新吾
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	奥野進司
協議議題	新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について
説明員	市長、副市長、情報戦略局長、健康福祉部長、健康福祉部理事
	健康福祉部次長、健康福祉部参事、福祉総務課長
	高齢・障がい福祉課長、産業観光部長、商工労政課長
	その他関係参与

開会 午後 3 時49分

◎浜口和久議長

ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

御協議願います案件は「新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について」であります。

議事の進め方につきましては議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久議長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

### 【新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について】

◎浜口和久議長

それでは「新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について」を協議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

●鈴木市長

失礼いたします。

本日はですね、御多用のところ新型コロナウイルスの非常事態緊急対策に係る補正予算を定例会中に御審議いただくに当たり、全員協議会をお開きいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の国内の状況につきましては、最近では新規感染者数はやや減少傾向にあるものの、病床使用率は高い水準にあり、依然として厳しい状況が続いております。

21の都道府県に発令されておりました緊急事態宣言については、19の都道府県で期間延長を決定し、まん延防止等重点措置につきましても、現在8県が対象地域となっております。

県内におきましても、7月下旬以降、感染が爆発的に拡大したことにより、緊急事態宣言が発令され、適用期間が8月27日から9月12日までとなっておりますが、このたび9月30日までの期間延長が決定されたところでございます。

市内におきましては、昨年最初の感染者が確認されてから今年7月までの感染者数は226例でございましたが、緊急事態宣言が発令された8月の感染者数は1か月だけで215例の発生が確認をされ、急激な感染が拡大されました。9月に入ってから減少傾向にはあるものの、連日、感染症の発生が確認されており、予断を許さない状況が続いております。

ワクチン接種の進捗につきましては、12歳以上で、9月13日時点で1回目が75.7%、2

回目が62.2%となっております。昨今の感染状況からワクチン接種の希望が増加をしておりますが、早期完了を目指していきたいと考えております。ワクチンにつきましては、デルタ株といった変異ウイルスも含め、発症予防、重症化予防に効果が期待されますが、感染を拡大させないためにも、ワクチン接種後も基本的な感染予防を続ける必要がございます。三密を避け、マスクの適切な着用、小まめな手洗いの実践をよろしくお願ひしたいと思います。

対策状況といたしましては、新型コロナウイルスの感染が確認された昨年来、感染防止対策、生活支援、経済対策として、定額給付金を除いても50億円を超える予算措置を講じ取り組んでまいりましたが、爆発的な感染拡大から市民を守るため、これまで以上に強い危機感、緊迫感を持った市独自の非常事態緊急対策として、市民に寄り添い、命と生活を守るための五つの緊急対策に取り組むことといたしました。

一つ目が子供たちの感染拡大防止、二つ目が公共施設の対策、三つ目が相談支援体制の充実、四つ目が人流の抑制、五つ目がワクチン接種の推進でございます。これら緊急対策のうち、分散登校、オンライン学習、保育所などへのCO<sub>2</sub>濃度を測る換気モニターの設置、新型コロナ自宅待機者生活支援センターの設置、内宮エリア市営駐車場の閉鎖、妊婦へのワクチン優先接種などは既に取組を開始をしております。

本日御協議をいただく新型コロナウイルス感染症追加対策につきましては、9月定例会に提出をしている第6号補正に加え、既に解消している非常事態緊急対策のうち、予算が必要となるものについて編成したものでございます。

この後、関係部長から説明いたしますので、御協議いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎浜口和久議長

情報戦略局長。

●須崎情報戦略局長

それでは、新型コロナウイルス感染症に関する補正予算につきまして御説明いたします。資料1の1ページをお願いします。

今回の補正予算の総額は、概算で1億5,190万円を予定しております。

まず、ナンバー1、自宅待機者生活応援サービス事業でございます。新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となり、自宅待機のため外出することができない方の日常生活の困り事について、ワンストップで受け付ける新型コロナ自宅待機者生活支援センターを8月25日に設置をいたしました。

この生活支援センターにおける支援の一つとして、食料や日用品をお届けする自宅生活応援パックについて、感染拡大を伴う利用者の増加が見込まれることから必要経費を増額するもので、200万円を計上しております。

次にナンバー2、子ども関係感染防止緊急対策事業は、ワクチンの接種の対象とならない児童等の感染防止を図るため、保育所、放課後児童クラブ、障がい児支援施設など、子供関係施設における感染対策を強化するもので、4,910万円を計上しております。

なお、予算としては、各施設の該当費目でそれぞれ計上を予定しております。

次に、裏面の2ページをお願いします。

ナンバー3、中小企業者緊急支援金でございます。緊急事態措置による飲食店の休業・時短営業、外出自粛の要請により、経営が厳しい状況にある中小企業者を支援するため、売上げが大幅に減少した中小企業者に対して売上げの減少額に応じて支援金を給付し、事業継続を支えるもので、1億80万円を計上しております。

なお、今回の補正予算に係る財源としましては、下段に記載のとおり一般財源5,110万円及び国庫支出金である新型コロナウイルス地方創生臨時交付金1億80万円を充てることとしております。

また、本日御説明させていただいた内容につきましては現時点のものでございまして、本日の協議を踏まえた上で、この後、追加提出させていただく補正予算案においては精査した金額等でお示しさせていただくことと、また、追加の事業を計上させていただく場合もありますので、御理解いただきたいと存じます。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する補正予算について御説明申し上げました。御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎浜口和久議長

ただいまの説明に対しまして、この後、御協議をいただきますが、質疑応答は事業単位で行います。また、議員の質問、当局の答弁は自席で行うことといたします。

資料1、事業概要書のナンバー1の自宅待機者生活応援サービス事業について御発言はありませんか。

品川議員。

○品川幸久議員

少しお伺いをしたいんですけど、なかなかお答えしにくい部分があると思うんですけども、実際、伊勢市にですね自宅療養者という方は何名ぐらいおられるのか教えていただきたいと思います。

◎浜口和久議長

健康福祉部理事。

●鳥堂健康福祉部理事

ただいまの御質問に関しましては、保健所のほうも非公表としておるところでございますので、ここでの発言は控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎浜口和久議長

品川議員。

○品川幸久議員

それでは、大体自宅療養というのは何日間ぐらいが自宅療養の期間になるのかな。私も聞かれても全然分からないので、大体2週間ぐらいで陰性が認められたら普通に帰れるよとか、大体期間があると思うので、教えていただければ結構かなと思います。

◎浜口和久議長

健康福祉部理事。

●鳥堂健康福祉部理事

本当に概略ということで御理解をいただきたいと思うんですけれども、今までも出ておりますように、2週間程度というところの体調の変化を確認しながら判断をするというふうになっておるところでございます。

◎浜口和久議長

品川議員。

○品川幸久議員

それとですね、自宅生活応援パックはワンセット、これはこれから将来増えてくることも考えて補正を上げてあると思うので、何人ということは問いませんが、今の状態で補正に上げられたのは、単価がどれぐらいで、何人分ということぐらいは答えられると思うので、その点だけ教えてください。

◎浜口和久議長

福祉総務課長。

●辻村福祉総務課長

品川議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回補正で計上させていただきましたのは、大体一人当たり2週間程度の食料をとということで、現在も支給をさせていただいております。一人当たりの単価といたしましては約1万4,000円、これを単価といたしまして100人分を想定しております。

また、今回の経費にはですね、実際の食料以外にも、今後、感染が拡大しましたときに、現在は職員のほうで各お宅のほうへ非接触で配達をさせていただいておりますが、今後場合によりましては業者への委託等も検討すべきということで、そういった費用も計上させていただいております。以上でございます。

◎浜口和久議長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久議長

他に御発言もないようですので、自宅待機者生活応援サービス事業を終わります。

次に、事業概要書のナンバー２の子ども関係施設感染防止緊急対策事業について御発言はありませんか。

中村議員。

○中村功議員

ここです、この内容を見せていただきますと、自動水栓化とか備品購入だとかハード整備とか、こういうような施設の補助をするようにうかがうんですが、実は放課後児童クラブにおいてですね、地元の公民館をお借りしてやっているところなんです、子供を集めるのに換気のために窓を開放していると、こういう状態があるそうです。それで、そのためにですね、クーラーが、電気代が倍以上かかるとなるようなことで悩んでみえた管理者ですね、委託を多分されとるんだと思うんですが、そういうのが対象に、今回の場合、窓を開けるための電気代が上がったということについての光熱費、その辺はどのように対応していくんでしょうか。

◎浜口和久議長

健康福祉部参事。

●岩佐健康福祉部参事

換気をはじめまして、感染防止のために様々な取組をしていただきまして、その費用のほうも必要になっているかと思われま。備品購入以外にも、感染防止につながります費用につきましても、通常よりも増えた部分など、各施設の状況もお聞きしながら対応のほうを考えていきたいと思ひます。以上です。

◎浜口和久議長

中村議員。

○中村功議員

よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

◎浜口和久議長

他に御発言はありませんか。

宮崎議員。

○宮崎誠議員

私からも確認をさせていただければと思ひます。

この対象施設の中にですね、障がい児支援施設とありますが、日中一時支援もしくは放課後デイサービスも含まれるかと思ひますけれども、これは間違いはないでしょうか。

◎浜口和久議長

高齢障がい福祉課長。

●奥野高齢障がい福祉課長

対象といたします施設につきましては、障がいのあるお子さんとですね、また発達に支援の必要なお子さんが利用している施設を対象としておりまして、議員仰せのように児童発達支援であるとか放課後等デイサービスなど、障害児通所支援施設でありますとか日中一時支援の事業所などを想定をしております。以上でございます。

◎浜口和久議長

宮崎委員。

○宮崎誠議員

ありがとうございます。ぜひともですね、そういったところ、なかなか目の行き届かない施設もあるかと思えます。そこへのこの事業のPRといいますか、周知の方法をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

◎浜口和久議長

高齢障がい福祉課長。

●奥野高齢障がい福祉課長

様々な方法で周知をさせていただくとともに、直接事業者さんのほうにもお声掛けもさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

◎浜口和久議長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久議長

他に御発言もないようですので、子ども関係施設感染防止緊急対策事業を終わります。

次に、資料の裏面、事業概要書のナンバー3の中小企業者緊急支援金について御発言はありませんか。

上村議員。

○上村和生議員

もう少し詳しく教えていただきたいところがございます。

これはですね、三重県のほうの各支援金受給額と同額というようなことも書いてありますので、三重県の事業と全く同じ事業をやられるのかなというふうに思うわけでありましてけれども、まず最初に対象事業者というのはどうなっておりますか。その辺の部分から先に教えてください。

◎浜口和久議長  
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

今回の支援金につきましては、特に業種というのは定めておりません。基本的に全事業者が対象となっております。

◎浜口和久議長  
上村議員。

○上村和生君議員

全業種ということでありまして、例えば飲食店の部分でありますと、居酒屋さんであつたりとかスナックであつたりとか、いろいろあると思います。その辺の部分で、休業支援ということでもらっている業種もあると思います。その辺とも、両方ともっていうような形になるんですか。

◎浜口和久議長  
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

まず、飲食店の部分につきましては、また別に三重県飲食店時短要請等協力金、今、第4期になっておりますが、こちらがございまして、こちらとの三重県の今想定しております支援金のほうにつきましては併せていただく、いわゆる併給のほうができないということになっておりますので、飲食店につきましてはそちらの協力金、こちらのほうが支援額も大きいことがありますので、そちらを多分いただいてもらうことになるのかなというふうに想定しております。以上でございます。

◎浜口和久議長  
上村議員。

○上村和生君議員

分かりました。併用してはいただけないというような形になると、分かりました。

この対象になったときにですね、法人が20万円から120万円ですか、個人が10万円から60万円、この辺のどういうふうな割り振りと言うたらおかしいですけども、なっているのかちょっと教えてください。

◎浜口和久議長  
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

金額の割り振りなんですけれども、令和3年8月、9月の売り上げで見ていただきまして、それと前年、または前々年度と比べていただきまして、30%以上70%未満の売上げ減少率の場合、個人事業者等で5万円、それから中小法人等で10万円、それから減少率が70%以上90%未満で、個人事業者等が10万円、中小法人等が20万円、それから90%以上売上げ減少しておる場合で、個人事業者等が15万円、中小法人等が30万円となっております、これの2か月分ということで、最大がそれぞれその金額になるということになっております。以上です。

◎浜口和久議長

上村議員。

○上村和生君議員

分かりました。いろんな話を今まで聞かせていただいていると、何か申請の方法がややこしいとかいろいろ聞くわけでありましてけれども、その部分についてはどのようなことを考えられておるのか、考えが今の段階であるんやったら教えていただきたい。

◎浜口和久議長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

これまでもですね、幾つか事業させていただいた中で、仰せのとおり手順がいろいろ、添付資料等々も含めて複雑であるという御意見を頂戴しております。今回は、三重県に先に支援金の申請いただきまして、そのいわゆる交付決定といいましょうか、その決定書をいただいもらった場合に、その写しをつけていただいて私どもに申請をいただくという形で、いわゆる事業者様の手順の簡略化、これを図りたいというふうに考えております。以上です。

◎浜口和久議長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久議長

他に御発言はありませんか。

野崎議員。

○野崎隆太議員

すみません、ちょっと簡単に御説明いただければと思うんですけれども、先ほど三重県の交付決定を受けたところは全部受けれるという話だったんですけれども、もう今、三重県はホームページにこれの基となる支援金のQ&Aを全部公表していたと思うんですけれども、

原則何か聞かれたときは、Q & Aは全部これと同じものを使うことができるっていうふうな理解でよろしいですか。

◎浜口和久議長  
商工労政課長。

●東世古商工労政課長  
そのように考えております。

◎浜口和久議長  
野崎委員。

○野崎隆太議員

あと1点ですね、県が今の支援金を発表したときに、実際、周知が商工会議所でもされておって知ってる方もいるんですけど、一番多い問合せは、8月、9月それぞれにこういうふうに出すという話があるんですけど、これは8月、9月両方の売上げが連続で下がっていないといけないのかという問合せが一番実は多いです。

それが、県のQ & Aの中には、8月だけでも受け取ることができるし、9月だけでも受け取ることができるというふうに書かれておりますので、その辺がちょっと、県に文句を言うわけではないんですけども、今一番多い問合せがそれだと。それぞれの月で別個で受け取ることができるっていう制度だというのをきちっと周知していただければなと思います。以上です。

◎浜口和久議長  
答弁よろしいですか。

[「もう結構です。」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久議長  
他に御発言はありませんか。  
品川議員。

○品川幸久議員

一般質問でも野崎君の質問にあったんですけど、商店街で、先ほどの御答弁では全職種が対象ということで、例えば飲食業さんはもらえたけどその隣の人にはもらえてないというようなことで、全職種ということでもう一回御確認をさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

◎浜口和久議長  
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

今回はいわゆる全職種という形になっております。

◎浜口和久議長

品川議員。

○品川幸久議員

それともう一点、最初に出されたときには、例えば配達業はいけませんよと。例えば私も聞いたんですけど、居酒屋さん、スナックをやっとる場合は、氷であったりおしぼりであったりフロアマットであったりと、そういうふうに配達される方は対象外ですっていう規定があったと思うんですね。そういう規定も全部取っ払って全職種ということで了解してよろしいでしょうか。

◎浜口和久議長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

今回のこの県の想定しておる支援金につきましてははですね、いわゆる外出自粛等の要請に伴って、いわゆるお客様が例えば減ったとかそういったところで、経営に影響を受けた業種であればということになっております。ですので、申し上げましたように、前年、前々年度に比べて30%以上減少しておるといような条件はございますが、業種によるところでの制限ではないというふうに理解しております。

〔「はい、分かりました。」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久議長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久議長

他に御発言もないようですので、中小企業者緊急支援金を終わります。

以上で御協議願います案件は終わりました。

これをもって全員協議会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

閉会 午後4時12分